

広島県建築士審査会条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第九号

広島県建築士審査会条例

(趣旨)

第一条 この条例は、建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二十八条の規定により置かれる広島県建築士審査会(以下「審査会」という。)の委員の定数を定めるものとする。

(委員の定数)

第二条 審査会の委員の定数は、八人とする。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。